

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（令和5年鹿屋市告示第72号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「、いわさきICカード等」を「又はいわさきICカード」に改める。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号まで
を2号ずつ繰り上げる。

第4条中「利用期限等」を「利用期限」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

交付品の種類	券面額	利用期限
タクシー利用券	12,000円分（500円分×24枚）	交付の日が属する年度の翌年度の3月31日まで
いわさきICカード	12,500円分1枚（預かり保証料を含む。）	—

注 タクシー利用券又はいわさきICカードは、そのいずれかを交付するものとする。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

【申請者】

住 所

氏 名

電話番号（ ） —

鹿児島県公安委員会に運転免許証を自主返納したので、鹿屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を申請するもの（希望する交付品に☑を入れてください。）

タクシー利用券

いわさきICカード

2 運転免許証返納日

年 月 日

3 添付書類

警察署長が発行した運転免許自主返納カードの写し又は申請による運転免許の取消通知書

	決裁責任者	回 議	担 当
交付決定日 年 月 日			

別記第3号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。